

# 適正な就業機会の確保等

---

若者等の定着の向上を図るためには、求職者が本人の希望等に合致する求人情報に支障なくアクセスできるようにする他、労働環境の改善に向けて積極的な取組みを進める事業者の見える化を行うなど、的確なマッチングを図るための環境整備が必要。

また、適正な就労機会の確保を図るためには、船員職業紹介において、労働関係法令に違反しているなどの不適切な者からの求人申込みは受理しないなど、求職者の就職後のトラブルを未然に防止するための環境整備が必要。

適正な就業機会の確保等を図るため、船員職業紹介等について考えられる見直しの方向性は以下のとおり。

- ① 求人票に明示する情報の充実化（求人票様式の改訂）
- ② 船員職業紹介の原則の見直し（申込み受付けの順序ごとの対応の見直し）
- ③ 不適切な求人情報の取扱いの見直し（求人申込みの不受理の範囲拡大等）
- ④ 無料船員職業紹介事業者の体制の強化（船員職業紹介責任者（仮称）の選任、欠格事由の整備等）
- ⑤ 紹介時等と異なる労働条件についての労働契約締結前の明示

※その他、陸上におけるこれまでの制度の見直しを踏まえ、必要な見直しを実施  
※ 制度改正の伴うものについては、法制的な観点から精査を行うことが必要

# (1) 求職者のニーズに合った求人情報の提供

## ① 求人票に明示する情報の充実化

- 求職者本人が求めている労働条件が求人票から容易に把握できるよう求人票の様式を改定する。
- 具体的には、例えば、「司厨専門の乗組員の乗船状況」、「船内LAN,Wi-fi設備への対応状況」、「船内設備面における男女別の対応状況」、「乗下船サイクル」等の項目を求人票に追加する。
- また、「備考」の補足事項に企業PR、福利厚生、船内設備、その他(基本給、手当等の詳細、資格取得経費の補助など)等の記載を促す説明を加える。

(令和2年4月頃より開始予定、引き続き充実化を検討)

## ② 船員職業紹介の原則の見直し

- 船員職業安定窓口等における船員職業紹介では、求人条件又は求職条件を同じくする申込みについては、原則として、受理した順序のとおり紹介することとされている。(船員職業安定法第18条)
- 船員の確保に向けては、若者、女性、高齢船員など多様な人材と、これまでの画一的な労働慣行にとらわれない雇用形態等を取り入れる様々な求人情報のマッチングが求められることから、申込みの順序に縛られることなく、個々の求人者、求職者の現状や希望、能力等に合った船員職業紹介を行えるようにする。

○ 船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)(抄)

(紹介の原則)

第十八条 紹介は、求人条件又は求職条件を同じくする申込みの間においては、その受理の順序による。ただし、求職者が地方運輸局長の紹介する適当な職に就くことを国土交通省令で定める回数にわたり拒んだときは、紹介の順序については、その最後の拒絶のときに新たに申込みの受理があつたものとみなす。

## (2) マッチングの適正の確保

### ③不適切な求人情報の取扱いの見直し

- 就職後のトラブルの未然防止を図るため、陸上における制度の見直しを参考に、求人者の申込みの全件受理の原則を見直し、一定の労働関係法令違反の求人者や暴力団による求人者の申込みについては受理しないことができることとする。
- 虚偽の条件を明示して求人者の申込みを行うことを禁止することを明示する。

### ④無料船員職業紹介事業者の体制の強化

- 陸上の職業紹介事業を参考に、事業者から求人者・求職者からの苦情の処理や個人情報の管理を責任を持って担当する船員職業紹介責任者(仮称)を選任することを求めることとする。
- 無料船員職業紹介事業者の適正な運営の確保を図るため、欠格事由を整備し、不適格な事業者が参入できないようにする。

### ⑤紹介時等と異なる労働条件についての労働契約締結前の明示

- 求職者が、労働契約の締結の前に、当該契約の中に、船員職業紹介で示された労働条件と異なる内容等が含まれていないかどうか確認できるよう、求人者に明示義務を課す。